

2020年11月10日（火）

《問い合わせ》  
総合政策推進局長 富田 珠代  
直通電話 03 (5295) 0517  
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

## 2020 春季生活闘争 年末一時金（第1回）・企業内最低賃金協定（最終） 回答集計結果について

連合は、標記の回答集計を11月4日（火）正午で実施いたしましたので、ここに報告いたします。

### 【概要】

- 年末一時金は、組合員一人あたり加重平均で、月数で2.26月、額で642,609円となり、いずれも昨年実績を下回った。
- 企業内最低賃金協定は、闘争前に協約があり、基幹的労働者の定義を定めている場合は、回答組合の単純平均で、月額163,315円/時間額1,009円、基幹的労働者の定義を定めていない場合は、月額164,467円/時間額937円となった。

### 今後の公表予定

|           |       |               |            |
|-----------|-------|---------------|------------|
| 11月30日（月） | 年末一時金 | 第2回回答集計結果     | 連合ホームページ掲載 |
| 12月11日（金） | 年末一時金 | 第3回（最終）回答集計結果 | 連合ホームページ掲載 |

